

佐久大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 佐久大学大学院（以下、「本大学院」という。）は、看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学の発展と地域社会における人々の健康と医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本大学院における自己点検・評価及び文部科学大臣の認証を受けた者による評価については、佐久大学学則（以下、「本学学則」という。）第2条の規定を準用する。

(情報の開示)

第3条 本大学院における情報の開示については、本学学則第3条の規定を準用する。

(教育内容の改善)

第4条 本大学院は、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第2章 組織編制

(課程)

第5条 本大学院に修士課程を置く。

(研究科・専攻等)

第6条 本大学院に研究科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員は別表第1のとおりとする。

(研究科の目的)

第7条 看護学研究科は、生命の尊厳と深い人間理解に基づいた看護実践能力を培い、看護医療分野でリーダーシップを担う高度専門職業人並びに高度な専門知識を備えた教育・研究者を養成することを目的とする。

(図書館)

第8条 本大学院に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教員組織及び事務組織

(教員組織)

第9条 本大学院に研究科長を置く。

2 本大学院に教育研究上必要な教員を置く。

3 本大学院に客員教授及び特任教授を置くことができる。

4 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第10条 本大学院に大学院の事務を処理するための事務組織を置く。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第11条 本大学院の重要事項を審議するために、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関して必要な事項は、別に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第12条 本大学院の学年、学期及び休業日は、本学学則第10条から第12条の規定を準用する。

第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 本大学院の修士課程の標準修業年限は、2年とする。

(最長在学年限)

第14条 本大学院の修士課程の学生は、4年を超えて在学することができない。ただし、第15条に規定する長期履修を選択した学生（以下、「長期履修学生」という。）は、5年を越えて在学することはできない。

2 前項の規定に関わらず、第21条の規定により入学した学生は、修業すべき年数に2年を加えた年数を超えて在学することはできない。

3 前2項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

(長期履修学生)

第15条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第6章 入学

(入学の時期)

第16条 本大学院の入学の時期は、本学学則第15条の規定を準用する。

(入学資格)

第17条 本大学院に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(6) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣が指定した者

(7) 前各号に定める者の他、本大学院における個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、当該年度末までに22歳に達した者

(入学の出願)

第18条 本大学院への入学を志願する者は、本大学院指定の期日までに、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、学長に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第19条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考の上、研究科委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第20条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本大学院所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学、再入学及び転入学)

第21条 本大学院への編入学、再入学及び転入学については、本学学則第20条の規定を準用する。

第7章 教育課程及び履修方法等

(教育の方法及び授業科目等)

第22条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文等の作成に関する指導（以下、「研究指導」という。）により行うものとする。

2 前項の授業科目の種類、単位数及び修了に必要な単位数は、別表第2のとおりとする。

(研究指導)

第23条 本大学院においては、入学時に学生ごとに担当教員を定める。

2 学生は、履修する授業科目の選択及び研究にあたり、担当教員の指導を受けなければならない。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は、1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定に関わらず、特別研究・課題研究等の学修の成果に基づいて単位を授与することが適切と認められる授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(履修の方法及び履修科目の登録の上限)

第25条 本大学院において開設する授業科目は、必修科目及び選択科目とし、その修業年限の期間に分けて履修させるものとする。ただし、長期履修学生を除く。

2 修了の要件として学生が履修すべき単位数について、1年間及び課程ごとにその修業年限の期間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。ただし、長期履修学生の場合は、履修科目として登録することができる単位数の上限は、1年間及びその学生の在学期間について定める。

3 授業科目の履修方法及び履修科目の登録の上限は、別に定める。

(単位の授与)

第26条 各授業科目を履修し、その試験又は論文審査に合格した者には、学長は認定の上、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第27条 本大学院における成績の評価については、本学学則第31条の規定を準用する。

(他大学院等における授業科目の履修等)

第28条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院の定めるところにより他の大学院又は研究科（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を限度として本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が外国の大学の大学院に留学する場合には、前項の規定を準用する。

3 本大学院が教育上有益かつ必要と認めるときは、学生が行う他の大学院又は研究科（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）における学修について準用する。

4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第29条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院又は研究科（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に行った前条第3項に規定する学修を、本大学院における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条第1項から第3項までの規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

(学部開設科目の履修)

第30条 本大学院が必要と認めるときは、修士課程の学生に本学学部の専門教育科目を履修させることができる。ただし、当該科目の修得単位は修士課程の所要修得単位としない。

(他大学院・研究科等における研究指導)

第31条 本大学院が教育上有益かつ必要と認めるときは、他の大学院又は研究科（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）において学生に必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

第8章 休学・転学・留学・退学及び除籍

(休学)

第32条 疾病その他特別の理由により3ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、研究科委員会の議を経て、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第33条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学を延長することができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第14条の在学期間に算入しない。

(復学)

第34条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第35条 他の大学院への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第36条 外国の大学院で学修しようとする者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第13条及び第14条に定める在学期間に含めることができる。

3 第28条の規定は、外国の大学院又は研究科（それに準じる高等教育機関を含む。）へ留学する場合に準用する。

(退学)

第37条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第14条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第15条に定める履修計画を達成できない者
- (4) 第33条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (5) 第34条に定める復学手続きのない者
- (6) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(休学等に関する手続き)

第39条 休学等の手続きに関して必要な事項は、別に定める。

第9章 課程の修了及び学位

(課程修了の審査)

第40条 学生が本大学院の修士課程修了の認定を受けるためには、修士課程に2年以上（再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数。）在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

- 2 前項に規定する修士論文の審査は、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代えることができる。

(課程修了の認定及び修了証書の授与)

第41条 課程修了の認定は、論文の審査結果及び最終試験の成績により研究科委員会が決定した合否の報告を受けて、学長がこれを行う。

- 2 学長は、前項に規定する課程修了の認定した者に対して、修了証書を授与する。

(学位の授与)

第42条 修士課程を修了した者には、次の区分に従い、修士の学位を授与する。

研究科	専攻	学位
看護学研究科	看護学専攻	修士（看護学）

第10章 賞罰

(表彰)

第43条 学生として表彰に値する行為があった者に対して、研究科委員会の議を経て、学長がこれを表彰することができる。

- 2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第44条 本大学院の規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、研究科委員会の議を経て、学長がこれを懲戒することができる。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でないとして認められる者
 - (4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
 - (5) その他本大学院に在学させることが不相当と認められる者

第11章 研究生・科目等履修生・特別聴講学生・外国人留学生及び委託生

(研究生)

第45条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、学長は研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第46条 本大学院において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本大学院の教育に支障のない場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、学長は科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第47条 他の大学院（外国の大学院等を含む。）の学生で、本大学院において、授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学院との協議に基づき、研究科委員会の議を経て、学長は特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第48条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、本大学院の教育に支障のない場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、学長は外国人留学生として入学を許可することができる。

(委託生)

第49条 官庁、公共団体、企業等から、その所属職員について1学期以上を在学期間とし、学修科目又は研究事項を指定して、学生委託の願い出があるときは、選考の上、研究科委員会の議を経て、学長は委託生として入学を許可することができる。

(研究生等に関する規則)

第50条 研究生等に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 検定料、入学金及び授業料等

(検定料、入学金及び授業料等の額)

第51条 検定料、入学金、授業料等の額は、別表第3のとおりとする。

2 標準修業年限を超えて在学する学生又は長期履修学生で所定の期間を超えて在学する学生の授業料等の額は、別表第4のとおりとする。

(授業料等の納付)

第52条 授業料等は年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納付しなければならない。

区分	納付期限
前期	4月末日（ただし、入学にあつてはその手続期間）
後期	10月末日

(学年の中途の復学及び入学者の授業料等)

第53条 前期又は後期の期間中において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月日の属する当該期の授業料等を納付しなければならない。

(学年の中途の修了見込者の授業料等)

第54条 学年の途中で修了する見込みの者は、修了する見込みの月日が属する当該期までの授業料等を納付するものとする。

(退学、除籍及び停学者の授業料等)

第55条 前期又は後期の途中で退学し、又は除籍された者は、当該期の授業料等を納付するものとする。

2 停学者は、停学期間中の授業料等を納付しなければならない。

(休学者の授業料等)

第56条 前期又は後期の全期間を休学した者は、当該期の授業料等を免除する。
(授業料等の免除及び徴収の猶予)

第57条 授業料の免除及び徴収の猶予については、本学学則第53条を準用する。
(研究生等の授業料等)

第58条 研究生等の検定料及び授業料等については、別に定める。
(既納料の返還)

第59条 納付した検定料、入学金、授業料等はいかなる事情があっても返還しない。ただし、
入学辞退者は、指定期日までに申し出により既納の納付金のうち入学金以外は返還する。

第13章 公開講座

(公開講座)

第60条 本大学院における公開講座については、本学学則第57条の規定を準用する。

第14章 その他

(研究生等の学則の準用)

第61条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び委託生に対しては、別に定
めるものの他、この学則中、学生に関する規定を準用する。

(改正)

第62条 本大学院学則の改正は、研究科委員会の議を経なければならない。
(その他)

第63条 この学則を施行するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第6条別表第1の規定にかかわらず、平成30年度の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

課程	研究科	専攻	入学定員	収容定員
修士課程	看護学研究科	看護学専攻	10名	15名

- 3 第51条別表第3の改正については、平成30年度入学生から適用し、平成29年度以前に入学した者については、従前の例による。

別表第1（第6条関係）

課程	研究科	専攻	入学定員	収容定員
修士課程	看護学研究科	看護学専攻	10名	20名

別表第2（第22条関係）

省略

別表第3（第51条関係）

項目		金額	摘要
入学検定料		30,000円	
学費	入学金	230,000円	
	授業料	900,000円	年額
	実習費	200,000円	年額

注. プライマリケア看護コース選択者については、2年次に実習費を徴収する。

別表第4（第51条関係）

学費 (年額)	授業料	200,000円
------------	-----	----------